

**未だに改善されない
休憩時間を与えず、連続勤務を強いる
労基法第34条違反が横行!!**

2023年1月25日、大雪で大幅な列車により出勤時刻9時30分から21時57分まで休憩時間を与えられず12時間以上連続で勤務を強いられた事象を原告である浦谷さんは、昨年9月17日に大阪地裁に提訴し、現在係争中です。

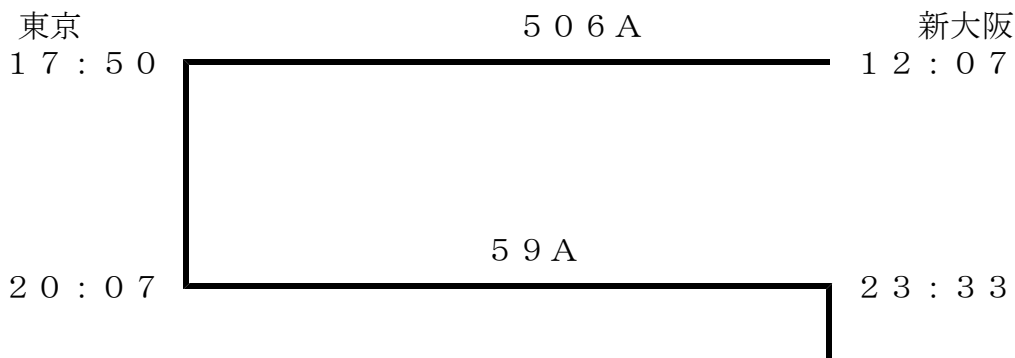
そのような中、9月5日の静岡地区大雨による列車遅延の際にも、またもや会社は行き先地において休憩時間を与えない違法行為を行いました。

I車掌は、出勤時刻10:59で、東京到着が17:50。すでにこの時点で約7時間を経過していました。そして東京第一運輸所当直で点呼後、I車掌は、当直助役に対し「既に出勤から7時間経過している。休憩時間を下さい」と言うと、当直助役は、「変更記事票が出来れば、そこに反映しますからお待ちください」との指示でした。

しかし、受け取った変更記事票には、担当列車が51Aから59Aに変更との記載のみで、休憩時間については一切記載がありませんでした。

休憩時間の記載がないことを当直助役に尋ねたところ、「もう変更記事票を受け取られたなら出場ですから休憩時間はありません。これまでの時間は皆さんと同様に待機です。」との回答でした。納得のいかないI車掌は、「1時間半近くここに居て、この時間で休憩時間取れるのに待機とはおかしい」と抗議をしつつ、仕方なくクルー3人と出場しました。

9/5 506A（ひかり506号）は所定時刻14:42を3時間08分遅れて
17:50に東京到着。



所定51A（のぞみ51号）担当のところ59Aに変更され東京を20:07に発車し、新大阪には2時間12分おくれの23:33に到着。

I車掌は、実に出勤時刻から新大阪～東京一往復し、13時間もの連続勤務でした。

「労基法第34条には、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない」と謳ってあります。

労基法違反は明らかだ!!